

フィジー共和国

1. サマリー

<p>個人情報の保護に関する制度の有無</p>	<p>包括的な法令は存在しない。</p> <p>なお、個人情報の保護に関する規定を含む法令として憲法及び以下の個別法が存在する。</p> <p>①電気通信事業者のみに適用される電気通信法（Telecommunications Act 2008）</p> <p>②銀行のみに適用される銀行法（Banking Act 1995）</p> <p>③信用情報にアクセスする必要がある法人のみに適用される公正信用報告法（Fair Credit Reporting Act 2016）</p> <p>④金融機関等のみに適用されるフィジー準備銀行法（Reserve Bank of Fiji Act 1983）</p>													
<p>個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報</p>	<p>EU の十分性認定：なし</p> <p>APEC の CBPR システム：なし</p>													
<p>OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する事業者の義務又は本人の権利</p>	<p>OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する事業者の義務又は本人の権利については、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="656 1050 1487 1340"> <tr> <td data-bbox="656 1050 1055 1099">① 収集制限の原則</td> <td data-bbox="1055 1050 1487 1099">該当する規定は不見当である。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="656 1099 1055 1149">② データ内容の原則</td> <td data-bbox="1055 1099 1487 1149">該当する規定は不見当である。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="656 1149 1055 1198">③ 目的明確化の原則</td> <td data-bbox="1055 1149 1487 1198">該当する規定は不見当である。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="656 1198 1055 1248">④ 利用制限の原則</td> <td data-bbox="1055 1198 1487 1248">該当する規定は不見当である。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="656 1248 1055 1297">⑤ 安全保護の原則</td> <td data-bbox="1055 1248 1487 1297">該当する規定は不見当である。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="656 1297 1055 1340">⑥ 公開の原則</td> <td data-bbox="1055 1297 1487 1340">該当する規定は不見当である。</td> </tr> </table>		① 収集制限の原則	該当する規定は不見当である。	② データ内容の原則	該当する規定は不見当である。	③ 目的明確化の原則	該当する規定は不見当である。	④ 利用制限の原則	該当する規定は不見当である。	⑤ 安全保護の原則	該当する規定は不見当である。	⑥ 公開の原則	該当する規定は不見当である。
① 収集制限の原則	該当する規定は不見当である。													
② データ内容の原則	該当する規定は不見当である。													
③ 目的明確化の原則	該当する規定は不見当である。													
④ 利用制限の原則	該当する規定は不見当である。													
⑤ 安全保護の原則	該当する規定は不見当である。													
⑥ 公開の原則	該当する規定は不見当である。													

	⑦ 個人参加の原則	該当する規定は不見当である。	
	⑧ 責任の原則	該当する規定は不見当である。	
<p>その他本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度</p>	<p>■ 個人情報の域内保存義務に係る制度であって、本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のあるもの</p> <p>—</p> <p>■ 事業者に対し政府の情報収集活動への協力義務を課す制度であって、本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のあるもの</p> <p>① <u>金融取引報告法 (Financial Transactions Reporting Act 2004)</u> 金融情報部門に対し、マネーロンダリングに関する活動又はテロへの資金供与に関連すると判断した情報を収集する権限が与えられている。</p> <p>② <u>電気通信法 (Telecommunications Act 2008)</u> 通信に関する当局に対して広大な権限を付与し、刑法及び金銭的制裁を課す法律の執行、公的収入の保護、並びに国家安全保障のために、電気通信事業者に、合理的に必要な協力を要求する義務を課している。</p> <p>③ <u>公共秩序法 (Public Order Act 1920)</u> 警察官に対し、公共の秩序に反する行為に関連する情報が含まれていると合理的に疑われる場合に、建物、車両、貨物又は手荷物を検査する権限が与えられている。</p>		

(令和4年4月12日更新)